

令和元年 10月25日開会

令和元年 10月25日閉会

令和元年

第4回臨時会会議録
(第1日目)

小豆島町議会

令和元年第4回 小豆島町議会臨時会会議録

小豆島町告示第81号

令和元年第4回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和元年10月17日

小豆島町長 松本 篤

記

- 期 日 令和元年10月25日（金）
- 場 所 小豆島町役場本会議場

開 会 令和元年10月25日（金曜日）午前9時27分

閉 会 令和元年10月25日（金曜日）午前9時55分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席 ○ 欠席 ×

議席 番号	氏 名	10月25日
1	藤 本 傳 夫	○
2	三 木 卓	○
3	大 下 淳	○
4	森 弘 章	○
5	藤 井 孝 博	○
6	中 松 和 彦	○
7	大 川 新 也	○
8	柴 田 初 子	○
9	森 崇	○
10	森 口 久 士	○
11	安 井 信 之	○
12	鍋 谷 真 由 美	○
13	浜 口 勇	○
14	谷 康 男	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日
町 長	松 本 篤	○
副 町 長	松 尾 俊 男	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○
政 策 統 括 監	城 博 史	○
総務部長兼総務課長	松 田 知 巳	○
企 画 振 興 部 長	大 江 正 彦	○
教 育 部 長 兼 子 育 ち 共 育 課 長	後 藤 正 樹	○
健 康 福 祉 部 長 兼 健 康 づ くり 福 祉 課 長	濱 田 茂	○
企 画 財 政 課 長	川 宿 田 光 憲	○
環 境 衛 生 課 長	谷 本 静 香	○
建 設 課 長	唐 橋 幹 隆	○
税 務 課 長	川 崎 智 文	○
商 工 観 光 課 長	入 倉 哲 也	○
会 計 管 理 者	丸 本 秀	○
農 林 水 産 課 長 兼 オ リ ー プ 課 長	山 本 重 敏	○
社 会 教 育 課 長	細 井 隆 昭	○
人 権 対 策 課 長	山 口 総 一 郎	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	堀 内 宏 美	○
学 校 教 育 課 長	森 貞 二	○
住 民 課 長	清 水 一 彦	○
高 齢 者 福 祉 課 長 兼 介 護 サ ー ビ ス 課 長	立 花 英 雄	○
総 務 課 課 長 補 佐	相 原 隆 幸	○

職務のため出席した者の氏名
 議会事務局長 久 利 佳 秀
 書 記 立 住 貴 彦

議事日程
 別 紙 の と お り

令和元年第4回小豆島町議会臨時会議事日程

令和元年10月25日(金)午前9時30分 開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 報告第6号 専決処分の報告について
(内海庁舎解体撤去工事に係る工事請負契約の変更について) (町長提出)
- 第4 報告第7号 専決処分の報告について
(小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 既存建築物解体・撤去工事に
係る工事請負契約の変更について) (町長提出)
- 第5 報告第8号 専決処分の報告について
(小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 仮設道路工事に係る工事請負
契約の変更について) (町長提出)
- 第6 報告第9号 専決処分の報告について
(草壁地区改良住宅外壁改修等工事(E工区)に係る工事請負契約の
変更について) (町長提出)
- 第7 議案第69号 損害賠償の額の決定について (町長提出)
- 第8 議案第70号 植松都市下水路2号雨水幹線新設工事(その8)に係る工事請負契
約について (町長提出)
- 第9 議案第71号 片城ポンプ場電気設備更新工事(その2)に係る工事請負契約につ
いて (町長提出)
- 第10 議案第72号 令和元年度小豆島町一般会計補正予算(第4号) (町長提出)

開会 午前9時27分

○議長（谷 康男君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

なお、10月末までの間クールビズを実施することとし、ネクタイ、上着の着用は自由とします。

本日は、何かと多忙のところご参集くださいますありがとうございます。

本臨時会の議事日程等につきましては、先ほど開催しました議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、町長から臨時会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（松本 篤君） 本日、小豆島町議会第4回臨時会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、本臨時会では、専決処分の報告4件、契約案件2件、その他案件1件、補正予算の審議1件をご提案させていただくことといたしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、まことに簡単ではございますが、臨時会開催に当たってのご挨拶といたします。

○議長（谷 康男君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の第4回臨時会は成立いたしました。

これより開会します。（午前9時30分）

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（谷 康男君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、10番森口久士議員、11番安井信之議員を指名しますので、よろしくをお願いいたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会は本日1日と決定しました。

~~~~~

日程第3 報告第6号 専決処分の報告について（内海庁舎解体撤去工事に係る工事請負契約の変更について）

日程第4 報告第7号 専決処分の報告について（小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 既存建築物解体・撤去工事に係る工事請負契約の変更について）

日程第5 報告第8号 専決処分の報告について（小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 仮設道路工事に係る工事請負契約の変更について）

日程第6 報告第9号 専決処分の報告について（草壁地区改良住宅外壁改修等工事（E工区）に係る工事請負契約の変更について）

○議長（谷 康男君） 次、日程第3、報告第6号から日程第6、報告第9号までの専決処分の報告については相関する案件でありますので、あわせて報告を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 報告第6号から報告第9号工事請負契約に係る専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

本専決処分の報告につきましては、いずれも既に議決をいただいております工事請負契約に関して、消費税率等の改定や工事内容の変更等により変更契約を締結する必要が生じたことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分を行い、同条第2項の規定により報告するものでございます。

詳細につきましては、順次、担当部長、担当課長から説明をいたします。

○議長（谷 康男君） 日程第3、報告第6号専決処分の報告について内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 報告第6号専決処分の報告についてご説明をさせていただきます。

上程議案集の1ページをお願いします。

本案につきましては、本年6月第2回定例会で議決いただきました内海庁舎解体撤去工事の変更契約に係るもので、本来であれば当初契約と同様に議会の議決をいただくところでございますが、変更金額が500万円以下でありますことから、地方自治法第180条第1

項の規定による小豆島町長専決処分指定事項の規定による専決処分として議会に報告するものでございます。

1 ページおめくりください。

小豆島町専決処分第5号、工事請負変更契約の締結でございます。

変更する契約は、1、契約の目的のとおり、内海庁舎解体撤去工事に係る工事請負に係る契約でございます。変更契約金額は、3の契約金額のとおり、388万6,920円増の7,948万6,920円でございます。変更内容につきましては、5の変更内容のとおり、埋め戻し花崗土の増、足場防音パネルから防音シートへの変更、庁舎木ぐい引き抜き本数の増、取り壊し発生材の運搬、処分費の増、建物内残置物処分費の増、水道仕切り弁ボックス設置の追加でございます。また、解体用重機の性能向上により工期が短縮され、4の契約工期のとおり、当初の令和2年1月31日から本年9月30日に変更いたしております。以上で説明を終わります。

○議長（谷 康男君） 次、日程第4、報告第7号及び日程第5、報告第8号専決処分の報告について、あわせて内容説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 報告第7号及び報告第8号専決処分の報告につきまして説明を申し上げます。

上程議案集の3ページをお開きください。

報告第7号で報告すべき専決事項は、本年第2回臨時会におきまして議決いただきました小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 既存建築物解体・撤去工事に係る工事請負変更契約の締結でございます。

1枚めくっていただきまして、4ページをお願いいたします。

専決の内容につきましては、3番の契約の金額でございますが、本件工事に関し、その契約金額6,372万円を245万1,600円減額いたしまして6,126万8,400円としたものでございます。

変更が生じた理由につきましては、現地精査による数量の変更としておりますが、除却により生ずる瓦れきの量が当初の見込みよりも減少したことから、その処分費用を減額したことが主な原因でございます。

なお、本件工事につきましては、消費税改定前に引き渡しを完了しておりますことから、税率改正による契約額の影響はございません。

続きまして、上程議案集の5ページをご覧ください。

報告第8号につきましては、報告第7号とあわせて臨時議会におきまして議決いただき



ました小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 仮設道路工事に係る工事請負変更契約の締結でございます。

1枚めくっていただきまして、6ページをお願いいたします。

専決の内容につきましては、本件工事に関しまして、その契約金額8,391万6千円に消費税改定によります155万4千円を増額いたしまして8,547万円としたこと、契約工期を令和元年5月24日から同年10月9日までとするところ、79日間延長し、12月27日に変更するものでございます。

変更が生じた理由につきましては、契約額の変更にあつては消費税率の改定、工期延長につきましては、現地精査により設計内容を再検討することとしたため、その設計期間、施工期間を考慮したものでございます。以上、簡単ではございますが、報告第7号及び報告第8号の説明を終わります。

○議長（谷 康男君） 次、日程第6、報告第9号専決処分の報告について内容説明を求めます。人権対策課長。

○人権対策課長（山口総一郎君） 報告第9号専決処分の報告につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の7ページ、8ページをお開きください。

本件につきましては、9月11日開催の令和元年第3回定例会で議決いただきました国道436号線の南側にあります草壁地区改良住宅外壁改修等工事、E工区ですが、9月11日に8,478万円で契約を交わしたところですが、消費税及び地方消費税の税率改正に伴い契約額の変更が生じたため、結果、8,635万円となり、当初契約額より157万円の増額となりましたことから、地方自治法第180条第1項の規定による小豆島町長専決処分指定事項の議決した契約の10%以内の変更契約でございますので、令和元年10月1日付で工事請負変更契約締結について専決処分させていただいたものでございます。したがいまして、同条第2項の規定に基づきまして議会にご報告するものでございます。以上、簡単ですが、報告第9号の説明を終わらせていただきます。

○議長（谷 康男君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第7 議案第69号 損害賠償の額の決定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第7、議案第69号損害賠償の額の決定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第69号損害賠償の額の決定について提案理由のご説明を申

申し上げます。

平成 30 年 8 月 27 日、介護老人保健施設うちのみにおいて発生した転倒事故に係る損額賠償の額の決定につきまして、小豆島町介護保険施設事業の設置及び管理に関する条例第 6 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当事務長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 介護保険施設事務長。

○介護保険施設事務長（堀内宏美君） 議案第 69 号損害賠償の額の決定についてご説明を申し上げます。

上程議案集 9 ページをお願いいたします。

ただいま町長から提案理由の説明がありましたとおり、本議案は、介護老人保健施設うちのみで発生しました事故に係る損額賠償の額の決定につきまして議会の議決を求めるものでございます。

初めに、事故の概要でございますが、平成 30 年 8 月 27 日、介護老人保健施設うちのみにおきまして、町内在住の入所者が入浴後、脱衣所へ移動していた際に足を滑らせ転倒し、右橈骨遠位端骨折、手首の骨折の傷害を負ったものでございます。

このたび相手方との協議が調い、損害賠償額 80 万円で和解しようとするもので、この金額が小豆島町介護保険施設事業の設置及び管理に関する条例第 6 条の規定に定める 50 万円以上であるため議会の議決を求めるものでございます。

なお、損害賠償につきましては、全額施設の加入の損害保険で支払う予定でございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決します。

議案第 69 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 69 号損害賠償の額の決定については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 8 議案第 70 号 植松都市下水路 2 号雨水幹線新設工事（その 8）に係る工事請負契約について

○議長（谷 康男君） 次、日程第 8、議案第 70 号植松都市下水路 2 号雨水幹線新設工事（その 8）に係る工事請負契約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第 70 号植松都市下水路 2 号雨水幹線新設工事（その 8）に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、植松都市下水路再整備計画に基づき、植松都市下水路 2 号雨水幹線新設工事（その 8）に係る工事請負契約につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 議案第 70 号植松都市下水路 2 号雨水幹線新設工事（その 8）に係る工事請負契約につきましてご説明いたします。

上程議案集 11 ページをお開きください。

提案理由につきましては、この工事は、安田、植松地区の慢性的な浸水被害を解消するため、平成 18 年度に策定した植松都市下水路再整備計画に基づき、平成 19 年度より再整備事業に着手しております継続事業で、今回、雨水排水用の管渠を 72.46 メーター布設するものでございます。

予定価格が 5 千万円を超えますことから、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条及び地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的は、植松都市下水路 2 号雨水幹線新設工事（その 8）でございます。2、契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。3、契約金額は 7,062 万円でございます。4、契約の相手方は、香川県小豆郡小豆島町木庄甲 255 番地、秋田工業株式会社代表取締役秋田哲典でございます。

12 ページをお開きください。

工事の概要でございます。

1、工事名、2、契約金額、3、落札業者は、先ほど説明したとおりでございます。4、工期は、町が指定する日からとし、本議会の承認の日から令和2年3月31日までです。5、工事概要は、雨水管渠の布設工事で、布設延長が72.46メートル、仮設工として矢板を使用いたします。附帯工は、道路の舗装と水路の撤去と復旧でございます。6、入札業者は、指名を行った業者は11社で、参加業者は10社、辞退が1社でございます。

次に、13ページの位置図をご覧ください。

図面下が内海湾で、上が北となっております。薄い赤色は国道436号です。工事区間につきましては、赤の区間で、図面左上が拡大図となっております。吉本弘文堂の横の町道植松4号線から町道草壁安田中央線のマルヨシセンター駐車場前までの区間となっております。灰色は既に終わっている区間で、下流側に安田ポンプ場があります。緑は令和2年度に行う区間でございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決します。

議案第70号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号植松都市下水路2号雨水幹線新設工事(その8)に係る工事請負契約については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第71号 片城ポンプ場電気設備更新工事（その2）に係る工事請負契約について

○議長（谷 康男君） 次、日程第9、議案第71号片城ポンプ場電気設備更新工事（その2）に係る工事請負契約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第71号片城ポンプ場電気設備更新工事（その2）に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、小豆島町都市下水路長寿命化計画に基づき、片城ポンプ場の電気設備を更新するための工事請負契約につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 議案第 71 号片城ポンプ場電気設備更新工事（その 2）に係る工事請負契約につきましてご説明いたします。

上程議案集 14 ページをお開きください。

提案理由につきましては、平成 27 年度に策定した小豆島町都市下水路長寿命化計画に基づき、片城地区の浸水被害を解消するため昭和 63 年度から供用を開始した片城ポンプ場の電気設備について、平成 30 年度から更新工事に着手している継続事業でございます。

予定価格が 5 千万円を超えますことから、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条及び地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的は、片城ポンプ場電気設備更新工事（その 2）でございます。2、契約方法は、一般競争入札による契約でございます。3、契約の金額は 6,270 万円でございます。4、契約の相手方は、香川県高松市寿町二丁目 2 番 7 号、東芝インフラシステムズ株式会社四国支社統括責任者寺内忍でございます。

15 ページをお開きください。

工事の概要です。

1、工事名、2、契約金額、3、落札業者は、先ほどご説明したとおりでございます。4、工期は、町が指定する日からとし、本議会の承認の日から令和 2 年 3 月 31 日までです。5、工事概要は、低圧分岐盤、引き込み受電盤、変圧器盤、直流電源盤、低圧分岐盤の機能増設工事でございます。6、入札業者は、1 社入札でございました。入札方式は、入札後審査型制限つき一般競争入札で、今年度から電子入札方式を採用しておりますので、1 社の入札を落札としております。

次に、16 ページの平面図をご覧ください。

図面左が 2 階の電気室の平面図でございます。左上の 1 から 4 を撤去し、左下の四角数字 3 から 6 を設置することとしております。水色の四角数字 1 と 2 は平成 30 年度に更新いたしました。緑の丸数字の 6、8、9 は令和 2 年度に更新する予定になっており、これ

で片城ポンプ場の電気設備については完了となります。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決します。

議案第 71 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 71 号片城ポンプ場電気設備更新工事（その 2）に係る工事請負契約については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 10 議案第 72 号 令和元年度小豆島町一般会計補正予算（第 4 号）

○議長（谷 康男君） 次、日程第 10、議案第 72 号令和元年度小豆島町一般会計補正予算（第 4 号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第 72 号令和元年度小豆島町一般会計補正予算（第 4 号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正予算案で追加補正をお願いいたします額は 3,710 万 1 千円でございます。補正の内容といたしましては、農林水産業費 629 万円、商工費 3,081 万 1 千円となっております。

詳細につきましては、担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 議案第 72 号令和元年度小豆島町一般会計補正予算（第 4 号）についてご説明を申し上げます。

議案集の 17 ページをお願いいたします。

第 1 条は歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3,710 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 99 億 5,775 万 1 千円とするものでございます。

第 2 条は地方債の補正でございます。

19 ページの第 2 表地方債補正をご覧ください。

地元漁協から撤去要望のありました橘漁港の浮き棧橋につきまして、遊休資産の有効活用を図る観点から、田浦地区の二十四の瞳映画村地先に移設し、既存の棧橋を含めましてバリアフリー化等の改修を行い、観光施設として整備するため、その財源として2,280万円の過疎対策事業債を追加しようとするものでございます。

補正の内容につきましては、別冊の補正予算説明書の4ページ、5ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正でございます。

16 款県支出金、2 項 4 目 2 節林業費補助金の森林病虫害等防除事業補助金 314 万 5 千円でございます。こちらは、本年 9 月にナラやカシなどの広葉樹が枯死するナラ枯れの発生が、県下で初めて本町内の安田、橘、岩谷地区で確認されましたことから、被害の蔓延を防ぐために被害木の伐倒、薬剤薫蒸などの防除作業を早急に実施することが必要となりました。その財源といたしまして、事業費の 2 分の 1 を県補助金として受け入れるものでございます。

次に、20 款繰越金、1 項 1 目 1 節前年度繰越金 315 万 6 千円でございますが、こちらは、今回の補正予算の一般財源部分に対応したものでございます。

次に、21 款諸収入、5 項 1 目 3 節雑入の海上交通バリアフリー施設整備助成金 800 万円でございます。こちらは、先ほど申し上げました橘漁港の浮き棧橋の移設改修事業の財源といたしまして、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団、通称エコモ財団から助成金の交付決定がございましたので、これを受け入れるものでございます。

最後に、22 款町債、1 項 7 目 1 節観光施設債 2,280 万円につきましても、地方債補正でご説明したとおり、橘漁港浮き棧橋の移設改修事業の財源として過疎対策事業債を発行するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

6 ページ、7 ページをお開きください。

6 款農林水産業費、2 項 1 目林業振興費、13 節委託料の 629 万円でございます。こちらは、歳入でも申し上げましたが、町内で発生が確認されましたナラ枯れの被害蔓延を防ぐため、香川県と小豆島町が 2 分の 1 ずつを負担いたしまして、被害木の伐倒、薬剤薫蒸処理などの防除事業を委託するものでございます。

次に、7 款商工費、1 項 4 目観光施設費の 3,081 万 1 千円でございます。こちら、歳入で申し上げたとおり、遊休資産の有効活用の観点から、橘漁港の浮き棧橋を二十四の瞳映画村地先に移設し、既存の棧橋も含めましてバリアフリー改修等を行い、観光施設とし

て整備を行う事業の予算として設計委託料 506 万円、工事請負費 2,575 万 1 千円を計上したものでございます。

なお、財源は、エコモ財団からの助成金 800 万円、過疎対策事業債 2,280 万円を活用することとしております。以上、補正額合計は 3,710 万 1 千円でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決します。

議案第 72 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 72 号令和元年度小豆島町一般会計補正予算（第 4 号）は原案のとおり可決されました。

以上で臨時会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして令和元年第 4 回小豆島町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前 9 時 55 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員